

ブロック塀の耐震改修

青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金のご案内

青森市は、災害に強く安全性の高いまちづくりに資することを目的とし「青森市ブロック塀等耐震改修支援事業」を実施します。

この事業は、対象となるブロック塀等の耐震改修工事、建替工事や除却工事を実施する場合に、青森市がその経費の一部を補助するものです。補助金の交付を希望するかたは、要件を確認のうえ、お申込みください。



対象となるブロック塀（すべてに当てはまるもの）

- 避難路※沿道に存するもの
- 耐震診断の結果、不適合の項目があったもの
- 高さ（基礎を含む。）が80cm以上のもの
- 所有者に市税の滞納がないもの
- 過去に、本市の補助を受けて耐震改修を行っていないもの

申込みできるかた（すべてに当てはまる人）

- 補助対象塀を所有する者又はその親族であって、当該敷地を所有し、又は取得する予定の者
- 市税の滞納がない者
- 法人等でない者
- 暴力団関係者に該当しない者

※避難路：小・中学校が設定した通学路、幅員8m以上の道路又は小・中学校から500mの範囲にある道路等

補助金額

補助対象経費の2/3以内かつ12万円以内

募集件数

7件程度

募集期間

令和7年7月1日から9月30日まで

※補助金申請額が予算上限に達した時点で仮申込みの受付を終了します。

補助対象工事

○耐震技術者の設計及び工事監理による補助対象塀の耐震改修工事、建替え工事又は除却工事

※次に掲げる工事は補助の対象になりません

✗補助金の交付決定前に着手した工事

✗既存のフェンス、門扉及び生垣等の工事

✗本市又は他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事

✗建築基準法の規定に適合しない工事

補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に要する経費です。

（補助対象経費の限度額：1m当たりの単価8万円に補助対象工事を行うブロック塀等の総延長を乗じた額）



お申込みの詳細は裏面をご覧ください ➡

申請の流れと必要書類等



1. 仮申込み

申請書提出（本申請）の前に、仮申込みが必要です。

受付期間：令和7年7月1日から令和7年9月30日まで*

必要書類：仮申込書、ご自分でブロック塀の耐震診断をした「ブロック塀等の点検チェックリスト」

*該書類は建築指導課、各支所、市民センターで配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。

提出方法：必要書類を下記の受付先（建築指導課）へ持参、または郵送してください。

2. 職員による現地確認

仮申込みの受付後、建築指導課職員が現地の確認を行います。

補助対象塀に当たるかの確認を行い、説明しますので、在宅の場合は立ち合いをお願いします。

3. 申請書の提出（本申請）

必要書類：①青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

②運転免許証、旅券、マイナンバーカードその他の所有者の氏名及び住所が確認できる書類

③工事同意書（様式第2号）（申込者以外の者が補助対象塀を所有する場合に限る。）

④工事見積書（内訳明細が分かるものに限る。）

⑤工事概要が確認できる図面（付近見取図、補助対象塀の配置図、補助対象塀の現況立面図等）

⑥市税に係る納税証明書若しくは完納証明書（※市が保有する公簿により確認できるときは不要）

⑦固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書又は建物登記全部事項証明書の写し等補助対象塀が存する土地等の所有者を確認できる書類

⑧補助申請に関する申出書（様式第3号）

⑨耐震改修計画（耐震改修工事の場合に限る。）

⑩その他市長が必要と認める書類

提出方法：必要書類を下記の受付先（建築指導課）へ持参、または郵送してください

書類を審査し、補助金の交付を決定した場合は、青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金交付決定通知書によって通知します。通知書の受取り後、工事に着手してください。

※注意事項

- ・仮申込みの受付後、現地確認を完了してから本申請が可能となります。
- ・書類の訂正が必要な場合は、申請を受けられません。
- ・郵送の場合は、建築指導課へ書類が届いた日の受付となります。
- ・補助金申請額が予算上限に達した時点で、仮申込み及び本申請の受付を終了します。

受付・問合せ先（土・日・祝日を除く 8:30~17:00）

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号（青森市役所 本庁舎3階）

青森市 都市整備部 建築指導課 建築指導チーム

電話番号：017-752-8274 FAX：017-752-9015

メール：kenchiku-shido@city.aomori.aomori.jp